

## 令和7年第13回教育委員会定例会議事録

日時：令和7年10月1日（水）午後1時30分

場所：香南市役所6階 604・605会議室

教育委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓恵委員、亀川孝志委員、森本美穂委員

事務局：坂本教育次長、小松（昌）学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、小松（泰）教育研究所長、田渕学校教育課長補佐、杉村学校教育課主査

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第69号 就学援助費の認定について

日程第3 議案第70号 香南市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

日程第4 議案第71号 香南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の教育委員会が指定する事務及び特定個人情報を定める告示の一部を改正する告示について

日程第5 報告第1号 第118回香南市議会定例会（9月議会）の報告について

日程第6 その他の件について

開会 午後1時30分

### **教育長**

では、ただいまから令和7年第13回香南市教育委員会定例会を開会します。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 「議事録署名委員の指名について」は、百田委員を指名いたします。

### **百田委員**

はい。

### **教育長**

よろしくお願ひします。

本日の教育委員会は1名の傍聴申し込みが出されておりますので、会議規則第20条により許可しますのでお知らせします。

それでは議題に移ります。

本日の議案は3件、報告が1件となっていますのでよろしくお願ひします。なお、詳細な説明は各議案等の審議の際に担当課より説明をいたします。

日程第2 「議案第69号、就学援助の認定について」を議題とします。

初めに、議題第69号は個人情報を含む議案であるため非公開とすべきと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

### **教育長**

では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、3分の2以上

の賛成を得ましたので、議案第 69 号を非公開とします。

## 日程第 2 議案第 69 号 就学援助費の認定について【非公開】

### 教育長

以上で非公開については終わりということで、ここから公開の時間とさせていただきます。  
それでは次に、日程第 3 議案第 70 号「香南市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

学校教育課長より説明をお願いします。

### 学校教育課長

議案第 70 号「香南市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」、香南市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を提出します。

提案理由は、小中学校の受付及び学校教育課の審査事務の効率化を図るため、就学援助の申請のための様式 3 枚を 1 枚にまとめます。それに伴い、要綱本文についても、様式改正後の運用に沿った内容に改正するものです。

一部を次のように改正します。

新旧対照表があると思いますが、第 2 条に次の 1 項を加えます。

下線引いたところです。

「2 前項の規定にかかわらず、就学援助費は、香南市特別支援教育就学奨励費支給要綱に規定する特別支援教育就学奨励費と重複して認定及び支給しない。」

第 5 条第 1 項中「様式第 1 号」の次に、「以下「申請書」という。」を加え、「当該児童生徒が在学する学校の校長へ」を「教育委員会へ」に改めて、同項に後段として次のように加えます。

これも下線を引いてるところです。

「この場合において、教育委員会が必要と認めるときは、当該申請者に対し、申請に必要な書類の提出を求めることができる。」

第 5 条第 2 項を削ります。

第 6 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とします。

第 8 条を削ります。

第 9 条が新旧対照表の次のページになります。

第 9 条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加えます。

就学援助費は、保護者が申請書により指定した銀行口座へ支給する。ただし、校長が保護者から委任を受けた場合は、校長が指定する銀行口座へ支払うことができるものとする。

第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とします。

第 11 条中「様式第 5 号」を「様式第 4 号」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条中「様式第 6 号」を「様式第 5 号」に改め、同条第 1 号中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条第 2 項中「様式第 7 号」を「様式第 6 号」に改め、同条第 3 項中「第 9 条第 3 号」を「第 8 条第 2 項第 3 号」に改め、同条を第 12 条とします。

第 14 条を第 13 条とする。

様式第 1 号を次のように改めます。

それが、新旧対照表を見てもらえたたらと思います。

この議案書の方は、様式第 1 号が大きく 4 ページに出てまして、5 ページがその裏面ということになります。

新旧対照表の方は、新旧対照表の 1 ページ、2 ページにあたる新の方が、旧の方は 1 ページから 3 ページが、この新の方の 1 枚になるけど表裏で 1 枚ということになるという、この様式が変わったということです。

新旧対照表は 4 ページからになりますが、左上の様式第 2 号のところですけれども、年月日を新しい方には第何号というふうに、文書番号を入れるところが増えています。

次が様式第4号は、また新しい様式になっています。

続いて、様式第5号を削りまして旧の様式第6号、第12条関係を第11条関係に改めて、様式を第5号として新たに作っています。ここにも文書番号が入るようになっています。

それで、様式第6号が新しい様式で、第12条関係ということで出ています。

様式第7号は削ってあります。

様式の方の説明はこれで終わります。

附則としまして、施行期日は、この告示は公表の日から施行するとしています。

経過措置としまして、この告示による改正後の香南市就学援助費支給要綱の規定は、この告示の施行の日後に申請をする就学援助費から適用し、同日以前にこの告示による改正前の香南市就学援助費支給要綱の規定により申請をした就学援助費については、なお従前の例によることになります。

以上で説明を終わります。

**教育長**

はい。

ちょっと変更の場所が複雑だったので、分かりにくいところがあるかなと思うんですが。この提案理由のところにあることでまず確認として、就学援助の運営の中身が変わるものではなくて、提出してもらう要綱を新しく効率的なものにするために、結果、この申請書だけではなくて、元の方の要綱の第何条何っていうふうなことがあるので、それで数字がまずこちらは動いたんですね。そのルール的なものは何も動いてないけども、そういうことですよね。

**学校教育課長**

はい。

**教育長**

一番メインなのは、新旧対照表の要綱、これがどう変わったかという話がメインですよね。

**学校教育課長**

はい。

**教育長**

これが枚数があったものを集約して、ページ数少なく作り直したという確認ですよね。

**学校教育課長**

はい。

**教育長**

ページ数を削減したことと、例えばこの児童生徒の枠が4人分の枠ですけど、これを超える可能性があるので、そうした場合に同じ内容のものの2枚目の提出っていう形になるんですよね。

**学校教育課主査**

はい。

**教育長**

そうですよね。

それに対応できる形になった。

他、何か確認しておかなければならないことはないですか。

よろしいですか。

では、他にご意見等なければ採決を行います。

議案第70号「香南市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」は承認するということでご異議ありませんか。

(全員異議なし)

**教育長**

ご異議ないようですので、議案第70号は承認することに決定しました。

次に、日程第4 議案第71号「香南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の教育委員会が指定する事務及び特定個人情報を定める告示の一部を改正する告示について」を議題とし

ます。

次長より説明をお願いします。

**次長**

議案第71号「香南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の教育委員会が指定する事務及び特定個人情報を定める告示の一部を改正する告示について」、香南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の教育委員会が指定する事務及び特定個人情報を定める告示の一部を改正する告示を提出する。

提案理由としましては、香南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う別表の項の改正及び新たに教育委員会が定める事務について規定するものになります。

事前にお送りしております新旧対照表の方でご説明をいたしますので、新旧対照表の4ページをお願いします。

この告示につきましては、条例の方が9月議会で提出されて可決されたものになります。

条例の規定の中に、教育委員会が別に定めるものという規定がございますので、この規定について定めた告示になります。

内容としましては、条例の別表で項が1つ増えた関係で番号がずれましたので、番号の字句の改正ということになっています。

第2条第1項と第2条第2項の改正、それと第2条第3項が新設になっております。「条例別表第1の9の項の教育委員会が定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務（以下「住登外者宛名事務」という。）とする。」という規定が加えられています。

それと、第3条第3項。これも新設で、「条例別表第3の4の項第2欄の教育委員会が定める事務は、住登外者宛名事務とし、同項第4欄の教育委員会が定める情報は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報とする。」という規定を加えるものになります。

これにつきましては、先月の教育委員会でも条例提出の時に説明をさせていただいた分になりますが、内容としましては、国が進めております全国統一した標準化システムの関係で、条例としてはマイナンバー法に基づく、市が独自にマイナンバーを使って行う事務や、マイナンバーを使って独自に情報を連携するものを定めた条例ですけども、標準化システムの関係で、住登外者宛名番号管理機能というのが1つシステムとして構築をしなければならないようになっておりまして、それに、マイナンバーでシステム的に連携することが可能になってくるので、システム上情報連携をするにあたって、条例と告示を独自にマイナンバーを使って連携できる事務、連携できる情報ということで規定をしなければならないということになっておりますので、標準化システムの関係でマイナンバーを使って情報連携するために、条例や告示について情報連携するための例規の整備を行うという目的の改正になっております。

説明は以上になります。

**教育長**

説明が終わりましたけども、このことについて、ご意見ご質問はありませんか。

よろしいですか。

**森本委員**

質問です。

住登外者宛名番号管理機能という国が統一したものを使うようになるということですね。

**次長**

そういうものを1つ作る必要があるということです。

通常、住民基本台帳に登録されている住民に関する情報と別に、市内に住民票の登録がない人の分についても管理する必要があるので、そのシステムを構築するというのが国の標準化システムの中で必須といいますか、1つ構えないといけないということで、それに伴って整備する必要があるということです。

**森本委員**

はい。

**教育長**

他にございませんか。

なければ採決を行います。

議案第 71 号「香南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の教育委員会が指定する事務及び特定個人情報を定める告示の一部を改正する告示について」は承認するということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

**教育長**

ご異議ないようですので、議案第 71 号は承認するということに決定しました。

次に日程第 5 報告第 1 号「第 118 回香南市議会定例会の報告について」を議題とします。

**次長**

私の方から、一般質問の前に報告ですけれども、先月の教育委員会で皆さんからご意見をいただいた補正予算と条例につきましては、可決されましたのでご報告をさせていただきます。

それと、決算については 10 月末に決算委員会が行われますので、そこで審議があります。それにつきましては、また次の教育委員会で議員の方からどういうご意見があったかというのを、ご報告させていただきたいと思います。

私の方からは以上になります。

あと、一般質問のことにつきまして、こども課から順番に報告をお願いします。

**こども課長**

それでは、こども課から報告をさせていただきます。

一般質問は 3 名の方からありました。

資料の 2 ページをお願いいたします。

まず樽本議員からですが、大きく 2 つの質問がありました。

まず 1 つ目は、暑さ対策です。

保育所・幼稚園・こども園で配慮していることについての質問でして、答弁は、「本年 7 月に熱中症対応ガイドラインを策定したこと」と、「園庭やプールに遮光ネットやテントを張ることで、日よけを作っていること、こまめに打ち水をしていること、ミストシャワーで暑さを和らげる対策をとっていること、屋外活動を行う際には、朝の涼しい時間帯や木陰、日陰の下で行うことや、水分補給を取るようにしていること」、あとは、「熱中症指数計で定期的に暑さ指数を確認し、熱中症の危険が予想される場合には、クーラーのかかっているホールを含めた室内で活動することで、園児の負担軽減を図っていること」などについてお答えをしています。

2 つ目の子どもや保護者の居場所づくりについては、4 つの質問をいただいてあります。

1 つ目の「にこなん」の利用状況につきましては、「令和 6 年度の利用者の延べ人数、実際 1 万 3,511 人で、令和 5 年度より 2,074 人増加している」ということをお答えしています。

再質問として、「利用されている方から「にこなん」が未就学児しか利用できないので、夏休み期間中、小学校の子どもがいると利用ができない。小学生と一緒に連れて行けるようにして欲しいという話があるけれど、小学生であれば騒ぐこともないので利用できるようにならないか」というような再質問をいただいている。

答えとしましては、「0 歳を含めて、未就学児が利用する施設であるということと、活動スペースが限られているということもあるので、小学生の利用は難しい」ということでお答えをさせてもらっています。

2 つ目の子育てサークルの現状と、市のサポート体制については、東川公民館で活動をしています「まさあぐうすについて」、答弁をしています。「まさあぐうすは、9 世帯の方が会員となって活動をしていまして、大体土曜日とか日曜日に開催しており、その開催日時等はインスタグラムでお知らせをしている」ということについて、お答えしてます。

3つ目の一時預かり保育の直近1年間の利用状況については、「香我美おれんじ保育所が実施日数が206日のうち、実人数が122人で、延べ人数は423人であった」ということと、「赤岡保育所が実施日数82日のうち、実人数が23人で、延べ人数が103人」、「夜須こども園が実施日数85日のうち、実人数が31人、延べ人数が118人であった」ということをお答えしています。

4つ目の「こども誰でも通園制度」の計画につきましては、「来年度から全国自治体で実施される事業で、未就園の0歳6ヶ月から満3歳までの子どもが利用でき、本年度は子ども1人当たり月10時間を上限として、1時間当たり300円程度の利用料を徴収することができるようになっているけれど、来年度の利用上限時間や保護者負担金等はまだ国から示されていない」ということと、「香南市においては現在民間施設で検討しているところがないので、公立園で実施を検討している」ことをお答えしております。

次、7ページをお願いいたします。

土居議員になります。

土居議員からも「こども誰でも通園制度」についての質問がありました。

「制度の説明」と、「公立の施設では制度の対象児童年齢と同じ年齢児の受け入れを行っている保育所とこども園のうち、公立の1施設で実施を検討していること」と「利用時間が短いことから、利用児童の特徴を理解し、保育を行うためには一定の保育士経験のある職員の配置が必要と考えている。」ということ。それと、「現在も保育士の確保に苦労をしているので、配置については所長園長会での意見も参考にしながら進めていきたい。」ということ。

あと、4つ目の親子通園については、「制度として親子で通園ができるようになっているけれど、長期間にならないように気をつける必要があるということ。」と「香南市には親子で通える場として、「にこなん」や「にこなん」が行っている出張広場があるので、そちらの利用をまずはお勧めすることになるのではないか。」ということで答弁をしています。

また、5つ目の事業の周知については、「国から利用の上限時間であるとか、利用料金等が示されたら、広報誌やホームページで掲載をすること。」あとは、「「にこなん」と健康対策課の保健師が行っています赤ちゃん訪問の際にチラシを配布したい」ということでお答えをしています。

次8ページお願いします。

小泉委員です。

小泉議員からは、野市保育所と佐古保育所の民営化と、公設民営について。それと、野市保育所と野市幼稚園の統合についての質問をいただきました。

まず、令和6年度の会計年度任用職員の人数と人件費についてですが、「野市保育所のフルタイムの保育士が9名、調理員が3名、パートタイムの保育士が33名、調理員が2名、看護師が2名の合計49名で、人件費は総額で1億3,157万9,691円です」。

「佐古保育所が、フルタイムの保育士が12名、調理員が3名、看護師が1名、パートタイムの保育士が12名、調理員が2名、看護師が1名の合計48名で、人件費の総額は1億3,133万1,266円です。」

公設民営のシミュレーションについては、「野市保育所と佐古保育所に限らず、公立の保育所、幼稚園、こども園のそれぞれの施設ごとの維持管理費や人件費を含めた運営に必要な経費など、詳細なデータをもとにした検討は今まで行っていないけれど、今進めている行政改革の中で、近隣の自治体の運営状況の把握を始めているというところで、保育所等の民間活力の導入も含めて、検討を行う必要があると考えている」ということを答弁しています。

また、野市保育所と野市幼稚園の統合については、「第3次香南市行政改革大綱案の中においても、民間の活力の導入が示されているということと、保育所等とのことに限らず、行政改革の取り組みの中で事務事業の見直しが行われている」ということ、「保育所等の運営に必要な費用の多くが市の一般財源で行われているため、延長保育や特別支援児保育等の実施による職員配置の増加により、運営費に占める人件費の割合が高くなっている」ことなどを説明しています。

あと、きょうだい児が利用している場合には、「保護者の方にとっては送り迎えの利便性から同じ施設を利用したいと思っている人が多いということ」。職員にとっては「施設が離れるということで、片方の施設で職員が休むときには別施設から行くことができるという、職員間

の協力体制が可能になる一方で、規模が大きくなることによるコミュニケーションや連携の難しさが出てくる」ということについて答弁をしております。

こども課の質問に対する答弁については、以上になります。

**教育長**

では、続けて学校教育課からお願ひします。

**学校教育課長**

学校教育課は、7名の方から質問を受けております。かいつまんでの説明になることご了承ください。

1枚目の林議員さんからは、プール授業の安全性と施設維持のことの質問です。

プールの安全性のことにつきましては、「昨年度の事故を踏まえて作成された県教育委員会の安全管理指針を踏まえ、本市でも5月に指針を策定しました。それに従って、水位調整やバディシステムの導入、記録シートやチェックリストの活用により安全性を確保して、泳ぎが苦手な児童には事前情報をもとに補助具等を活用して個別対応を行っています。授業担当教員とは別に監視員を配置し、安全を最優先に水泳授業を実施している」というようなことを答弁しております。

続きまして、2ページ目の樽本議員の方からは、厳しい暑さの中でのプール指導のことや、体育館の空調のことについて質問がありました。

体育館の空調のことにつきましては、体育館の空調機の設置については、令和6年度に基本設計及び調査業務を実施しました。その報告書の内容をもとに事業費を算出し、臨時交付特例交付金など国の補助金等の活用を含め、事業実施に向けて関係各課との協議を行っているということで、前向きに進めていこうということで検討しています。と答弁しています。

続きまして、3ページの北岡議員の方からは、ホームページによる情報公開の現状と課題ということで、答弁の方は「市内小中学校のホームページのコンテンツは、学校の概要、アクセス、学校からのお知らせや出来事、規模適正化という4つに統一していますが、記載内容については、学校独自の取り組みと記載項目で統一したものがあるものではありません。課題は、掲載情報の更新が滞っている学校が散見される。常に最新の情報発信することで、利用者の皆様に正確な情報を提供することが、肝要であると考えています。すべての学校が利用者の皆様にとって分かりやすく、信頼性の高いホームページを構築できるよう改善を図っていきます」と答弁しており、早速この4日の校長会議等でも発信して、10月17日には市のホームページの研修会があるので、紹介しながら更新を進めていくようにしたいと思います。

続いて、4ページの川久保議員からは、香南市奨学金貸与制度における返済免除規定の新設について、現行の奨学資金貸与制度のボランティア活動に従事することによって、免除規定を設けることができないかという質問でした。

その内容につきましては、ボランティア内容の設定とか免除の規定、財政負担、財政の確保等課題となってきます。現行の奨学金制度を利用した場合でも、未来人材育成奨学金返還助成事業、この事業により返還の助成が可能になります。

このような理由から、「現在のところ市の方向性としては、奨学金の免除規定を設けることは考えていない」ということを答弁しております。

続きまして、5ページの馴田議員からは、こども議会の趣旨と目的や流れについて質問がありました。

「趣旨と目的については、こども議会は児童生徒たちが将来のリーダーになってくれることを期待して、平成27年度から現在隔年で開催しています。本市の未来を担う小中学校の代表として選出されたこども議員が、市政や市議会の仕組みを体験的に理解するとともに、日頃から考えていることや感じていることを、実際に議会で使われている議場で質問や提案することによって、本市の将来を考え、まちづくりの关心や、主体性を養うことを目的としています」と答弁し、なお「こども議会による視点で出された本市の意見や提案は、今後の行政方針に反映することも趣旨の1つです」とお答えしています。

続きまして、6ページの中屋議員から、こうなん給食センターでの調理作業への熱中症の対策が万全かという質問でした。

答弁としましては、「調理上は湿度管理を行う外調機と温度管理を行う空調機により、湿度と温度を調整しています。調理作業中は、水分補給や適宜休憩取ることと、各班のリーダーが

声かけをすることで、熱中症の予防を行っています。また、体調不良の職員が出た場合は速やかに作業から離れること、涼しい場所での水分補給、事務所への報告、対象者の経過観察をすることなど、調理員全員が共有し対応できるように繰り返し周知しているところです。今後についても、熱中症は温度、湿度等の外的要因とあわせて、個人の体調も大きな要因となるので、調理員に対して日々の体調管理に努めるよう周知を行うなど、熱中症の予防と重篤化を防止するための対策を進めていきます。また調理員さんの意見も足を運んで聞きながら」ということでお伝えしているところです。

最後、8ページの小泉議員からは、こうなん学校給食センターの民営化についてということで、答弁としましては、「過去に調理員の部分委託について協議したことがあること、協議後は子どもたちにとって、安全で安心な給食を提供する体制を作るということを第1に取り組むことになりますし、現在直営で安定的な運営を行っていることで進めている」ということをお伝えしています。「現在は直営で安定的に運営できていますが、近年の急激なベースアップや勤勉手当の導入により、財政的な負担が増大していることも事実であり、市の財政も急速に悪化している現状で、安定的に給食を提供できる体制を維持していく方法については、今後の検討課題の1つである」ということも答弁しております。

以上でございます。

#### **教育長**

では、生涯学習課お願いします。

#### **生涯学習課長**

生涯学習課は、2名の議員さんからご質問いただきました。

資料でいきますと3ページ、北岡議員の方から質問がございました。

北岡議員の方からもこの教育委員会の中で、議員が言わされたことを図ってもらいたいということもありましたので、この内容についてご説明させていただきたいと思います。

内容につきましては、質問事項2「教育長の補助団体代表の是非と職務専念義務」ということに対する質問が2点ございました。

1点目が、「香南市よさこい祭り参加実行委員会の実態を問う」という質問がございました。質問内容ですと、からまでの項目がございます。

まず、「よさこい祭り参加実行委員会が補助団体に認定されたのは何年度からか問う」というところです。香南市よさこい祭り参加実行委員会はということで、答えとしては平成20年度に組織化し、補助団体として認定されているということのご報告をさせてもらいました。

当時は要綱が若干違っておりまして、「各学校の子どもたちを集めて、一つの団体を作り上げて香南市の良さをアピールしに行きましょう」という内容の記載がございました。

「よさこい祭り参加実行委員会の会則の内容を問う」という質問がございまして、会則の内容について、第1条に実行委員会の名称、第2条に設置の目的、第3条に事業の内容、第4条に組織について、第5条に役員、第6条が役員の職務、第7条が役員の任期、第8条が会議について、第9条が議決について、第10条が事務局について、第11条が経費について、第12条が事業年度について、第13条が委任についての内容ということで説明しました。再質問がございまして、会則の第4条、5条、6条の説明を求めるというところがございました。

第4条について説明をさせてもらいます。第4条は組織となります。

第4条は、「実行委員会は、香南市に所在を置きよさこい祭りへの参加趣旨に賛同する有志及び団体の代表をもって組織する。」

第5条は役員です。「実行委員会に次の役員を置く。(1)委員長1名、(2)副委員長3名以内、(3)理事10名以内、(4)監事2名以内」

2項に、「委員長は香南市教育長とし、監事は香南市商工会長及び小学校校長の代表とする。」

3項に、「理事は委員をもって充てる。副委員長は理事より互選とする。」

第6条が役員の職務についてです。「委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。」

2項に、「副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。」

3項に、「理事は、本事業に関する審議又は企画を行い、事業を推進する。」

4項に、「監事は、会計を監査する。」ということの説明をさせてもらいました。

次の 質問に移ります。「 令和 7 年度のよさこい祭り参加実行委員会の役員数、役員名、所属団体及び役職名を問う」。

それと、「 よさこい祭り参加実行委員会の委員長は誰かを問う」というところで、令和 7 年度のよさこい祭り参加実行委員会の役員数及び役員名につきましては、委員長 1 名、副委員長 2 名、理事 5 名、幹事 2 名の 10 名でございます。

所属団体及び役員名につきましては、委員長は香南市教育委員会教育長、副委員長は同じく教育委員会の教育次長、香南市立野市小学校長。理事は香南市観光協会会長、青少年育成香南市民会議会長、香南市教育委員会学校教育課長、生涯学習課長、こども課長の 5 名という報告をさせていただきました。

市議の方からですね、委員長は三木教育長、副委員長は次長、もう 1 人の副委員長は学校の校長先生であるということ、理事が 5 人うち 3 人が内部的な課長がなっていると。理事が過半数以上ですよねということで、それと会則の参加趣旨に賛同を有するとしても、教育委員会の教育長を筆頭に行政機関が 5 人役職になっていると。これは管制的な補助団体ではないですかということの見解をいただきました。

次に再質問で、生涯学習課の補助団体直近のもの、21 補助団体ですが、教育長が代表となつているものをお答えくださいとありました。これについては、事前に北岡議員の方から生涯学習課の補助団体一覧表をいただきたいということが当日ありましたので、21 団体の資料をお渡しました。

その中の回答で、教育長が代表となっているものをお答えくださいということでしたので、よさこい以外で令和 6 年度はございませんが、令和 7 年度は香南市美術展覧会実行委員会の代表が教育長となっておりますということをお伝えしました。

再質問がありまして、この会則で教育長が代表であるということはいつからかということで、香南市美術展覧会実行委員会について、以前までは副会長でしたが令和 7 年度からは会長を教育長に改正しておりますと説明しました。

これは議会ではお話しておりませんが、令和 6 年度まで香南市長が実行委員長だったということで、これは利益相反という形。予算の執行権がある市長と団体の長が同じということが明らかに分かって、それは改正しなさいという話があがりましたので、今回改正したということです。香南市美術展覧会実行委員会では説明をして、変更するということを了解いたしております。

再度、質問がございます。

また、よさこい祭りの話になりまして、三木教育長が教育長になる前にという話がございました。

これまでの教育長、次長、その他 3 人の課長、理事は過去からこのままだったのかという質問がございました。

令和 7 年度はそのような状態になっておりますが、初年度は P T A の連合会会長なり副会長が、理事の中に入っておりました。

また、商工観光課の課長も入っていて、理事の中では 10 名という数字がありましたけども、委員は 20 名ぐらいおりまして、その中には行政関係者がほとんど入っていました。これは、市を上げて実施するという形だったので、たくさんの課長が入って市を盛り上げていこうというところでスタートしたことになっておりますが、この時お答えしたのが、組織としては平成 20 年に立ち上がり、今まで改正されて今の状態になっておりますと。手元に資料がなかったので、いつから 5 名体制とか内部的に職員が増えてきたかという話を聞かれましたが、その時はお答えできていません。実際は平成 23 年以降に改正がされていたというふうになってます。P T A を外したのも平成 23 年度からになっていました。

再質問がありまして、香南市美術展覧会実行委員会のことだと思いますが、これは北岡市議のお言葉です。

教育長が代表するということで、教育長は補助団体がそういう会則を変更して、これを肯定的に教育長が受けたということですか、という質問がありまして、教育長の方から、自分が納得の中で了解して受けておりますということをご報告しております。

また再質問がありまして、その間において自分がそこに名前を置くこと、長であることについて、何か疑問や矛盾を感じたかという質問ですが、システム的にこれがそういう形で進むこ

とについて、特に自分としては疑問を持っておりませんでしたということの回答をいたしました。

次に、「会則で、委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。と規定されているが、「会務を総理する」とは、どのような権限と役割を意味しているかを問う」という質問がございました。

それに対して、会務を総理するとは、香南市がよさこい祭り参加実行委員会の会議を主催することの他、実行委員会の権限に属するすべての事務を統括することを意味していると理解しておりますというふうにお答えしています。

「よさこい祭り参加実行委員会への、令和4年度から令和7年度までの各年度の補助金を問う」という質問がございました。

詳細ございますが、金額だけご報告させてください。

令和4年度が519万6,000円、令和5年度が262万2,000円、令和6年度が576万5,000円、令和7年度は交付決定額がまだ最終までいってないということで、481万7,000円が交付決定額であったと。

金額の上下があるんですけれども、衣装を新しくしたり、地方車を変えたこともありますので、金額がまちまちになっています。

「補助金交付申請、補助金変更申請、補助事業実績報告書の申請者名は誰かを問う。また、これらの回議書による決裁権者及び補助金検査調書兼確定書の検査職員並びに決裁権者を問う」という質問がございました。

私の方が回答し、補助金交付申請書、補助金変更申請書、補助事業実績報告書の申請者名につきましては、香南市よさこい祭り参加実行委員会の委員長でございます。言い換いたら、教育長でございますということで、これらの回議書による決裁権者につきましては、香南市事務決裁規程第2条に定義がございます。

「この訓令において「決裁権者」とは、市長自ら決裁すべき事項については市長を、副市長、課長、支所長、福祉事務所長及び消防長が専決することができるとされている事案についてはそれぞれ専決することができるとされている副市長、課長、支所長、福祉事務所長及び消防長をいう。」とあります。

同規定、第5条から第25条までに副市長、課長等の専決することができる事項を規定しております。

また、同じく香南市教育委員会事務決裁規程の第3条に決裁の規程がございますが、第2項に教育長、教育次長、課長との専決することができる事項が規定しております。

今回対象となっております、香南市こどもよさこい連合会補助金の交付決定及び補助金の額の確定に関することにつきましては、補助団体に対するものにしてあるため、金額の大小に関わらず、先程申し上げました専決事項ではなく、香南市長が決裁権者になっておりますということをお答えしております。

補助金検査調書兼確定書の検査職員につきましては、香南市補助金検査職員を命ずる職員の区分に関する規程により、生涯学習課長が行っておりますとお答えしております。

再質問がございまして、教育長は昨年の令和6年4月から教育長として就任したと思うんですが、令和6年度の申請から確定まで教育長が決裁し、それなりの立場で決裁したと。

令和7年度は年度途中ですが、回議書も決裁し、両方とも申請書は教育長ということで質問を再度しますということでした。

私の方から、今言われていますように、令和6・7年度の回議書につきましては、決裁ルートとして、私も含めてたくさんハンコを押す欄があります。その決裁ルートには、市長・副市長の名前があって、教育長の名前があって、財政課長の名前があってというふうに順番があります。そこについては、ハンコを押す欄がありますということで、そこに印を押したということ自体は事実ですということをお伝えしました。

私たちが決裁をするというのは、あくまで承認行為なので、決裁という形は最初からお話しするように、決裁権者は市長となるので、あくまでそこに印を押したことは事実ということでお伝えしております。

次に、「(2)教育長が補助団体の代表に就任し、補助金の申請から補助事業実績報告を行い、自らも回議書で決裁をしていること、また補助金検査調書兼確定書で決裁に関わることは、教

育長の「服務等」での役割と責任から、また「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に照らしても極めて重大かつ不公正・不適切であると思うが、教育長の見解を問う」という質問がございました。

そこで、北岡市議からの見解もございまして、その内容についてお答えした三木教育長の回答が、香南市よさこい祭り参加実行委員会は平成20年6月26日の発足から、代表は教育長が行っていますと。

高知県の一大イベントであるよさこい祭りに参加することは、香南市内の子どもたちにとって、高知県民らしさを踏まえた表現活動の貴重な機会であり、みんなでつくり上げる達成感や文化伝承の視点であったり、多くの支援者に感謝する気持ちであったり、特別な経験ができる機会であると思っております。平成20年から25年までは教育委員会の事務局費から予算を執行し、学校教育課と生涯学習課が連携し、事業を遂行して参りました。平成26年度からは、予算を生涯学習課の社会教育総務費に移し、生涯学習課の所定事務、青少年団体の指導援助に關すること及び青少年健全育成に關することにより、この事業を行っておりますと。私は、香南市はよさこい祭り参加実行委員会の委員長の立場として、組織を統括し、教育委員会の監督者の立場として、この事業に取り組んでおりますということのご報告です。

それと、質問でありますように、補助金の申請から補助事業実績報告を補助団体の代表者で行い、回議書上の決裁欄及び補助金検査調書確定欄の決裁欄に教育長の立場として公印をしておりますが、先ほど私が見解でも申したように、香南市こどもよさこい連合会の交付決定及び補助金の額の確定に關することにつきましては、香南市長が決裁権者となっております。

決裁に關わることは行っておりますが、これをもって他の補助団体、事業の関係性に極めて重大かつ不公正・不適切な対応をとっていることはなく、また、地方教育行政の組織及び運営に關する法律の職務専念義務に抵触することはないというふうに考えておりますということで、教育長からの答弁がございました。

それから、北岡市議の見解がございまして、私は民法上での双方代理利益相反に該当すると思いますが、地方教育行政の組織運営に關する法律に教育長の服務が記載されており、第11条を読み上げますということで、「教育長は常勤とする。」、「教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」

ここについて抵触しているのではないかということを、市議の方から見解がございました。

幾つか再質問もございましたが、三木教育長から再質問についての回答がございまして、再質問の中で、教育長に対して、特定団体に偏ることなく、教育を受けるすべての子どもたちのために最善を尽くすことが求められてるんではないかと。

そのため、団体との兼任は公益性を損ない、制限されるべきということが文科省の通知も抱えているということを言われていました。

そういうことを分かって承認しているのかどうかということのお話をいただきまして、三木教育長の方から、その補助団体の代表として職の内容で動いていることと、そのこと自体が自分が教育長としての職として動いていることに大きな乖離がある。確かに重複した立場ということになりますけれども、内容としてはそれが職から大きく乖離しているもの。別の職を行っているというふうには自分は解釈をしておりませんということの回答も教育長の方からございました。

それについて、また再質問が何度か続くんですけども、再度任命権者が市長という話もありましたけども、市長の方からも答弁を求めたいということがございました。

任命権者ではないが、任命権者の提案者として答えていただきたいということで、市長もこのことについてどうかというところがございまして、濱田市長の答弁です。

「私自身も含め、そして教育長も含め、すべての職員が法令というものを厳守しなければならないということは当然のことですけども、しかし、先ほどからお話を聞きする中におきましては、教育長の職務というもののと、先ほどの補助団体との関わりにつきましては、教育長がその職務として実際にこの香南市こどもよさこい連合会に関わって、そして私も今日よさこい祭りというものに一緒に応援する1人として、立派に務めあげられていますというふうに近くから感じております。その中におきまして、北岡市議のご指摘がございます。私自身、やはり最終的な香南市の市長部局であり、そして教育委員会を含めたすべての決裁、そし

てまた責任は私にございます。そういう意味において、教育長が教育長の職務ということで、ご自分で自覚をしながらこのように望んでいるということにつきましては、私として違和感はございません。しかし、この双方代理ということについて今一度見つめ直し、このあり方について考えていきたい。」ということのご報告がございました。

また、それについて再質問がございます。

北岡市議の方から、法令遵守の話が出まして、教育長に対して、法令遵守は教育長はいつも言われますよねというところもございますし、市長も今の答弁の中で法令遵守の話が出ましたということと、平成26年4月17日に文部科学省初等中等教育局長宛の通知に、教育長は常勤とする。勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職責遂行のために用い、補助団体の職務は直接的な話ではないのではないかということも答弁がございました。

ちょっと私の中では納得いかないところがあるという話がありました。

それと、最終的に職務にのみ従事しなければならないということを記載されておりますよということも充分覚えていただきたいということで、教育長に対してお話をあったと。

また、教育長から、この補助団体の長を降りることは考えていないかという話があったので、三木教育長からの答弁は、教育長の役を教育長から教育委員会や他の団体の長に変更するといったことについては、現在、私個人の判断でお答えすることはないというふうに思っております。なお、これについては議決権のない名誉委員長にすることは可能というふうに思いますが、教育長を外したとしても、事務局自身が市職員である場合は、交付申請の作成から決裁に関する事や、最終の補助金の検査調書兼確定書の決裁者としては、依然として残る形になりますと。事務局を変えるということについては、補助団体に計りながら適切な時期に行つていきたいと。要は、私たち事務局が外れる方がいいのではないかと。ハンコを押すということは同じなんですよ。そのことを移行するとなれば時間をいただかないと、行政職員がやっている事務事業を一般の人がやるっていうのは、なかなか苦労がかかるということですから、移行するなら適正な時間をいただきたいということの答弁をいたしました。

私も理事でありますから、私のことについても、主管課の課長が理事から外すべきではないかと。

私は、検査職員になっている職員で、補助金が適正に執行されているかどうか、当初の内容から乖離はないかどうかというところをチェックする一員にあります。ですから、北岡市議の方から生涯学習課は、本来は理事から外すべきじゃないかということの提言がございました。

それと、最終的な話になります。

教育長は、この団体の長をまだやり続けるかという話があり、教育長の方から受けないとか、例えばスポーツ団体や文化団体等いろんな団体から委員長になってもらいたいと言われたときにどうしますかということも重ねて質問がございました。

受けるか受けないかにつきましては、もちろんその内容をお伺いした上で、確認した上というふうになるのは当然とは思いますが、何においてもということではないと思います。そこに特段の間違いやおかしさがないというふうに判断できる内容であれば受ける内容もあるということは、お答えをいたしました。

そこのやりとりがまた続きます。最終的な話になりますが、法律が明文化されているのに、まだ団体の長として残っても良いと考えていますか。それはちょっと問題ではないですかという話がありました。

最後にまた教育長から、この行為自体が法に抵触しているのではというふうに、今現在私の中では確認ができません。それがそういうものであるかどうかを改めて確認し、協議した上で考えていきたいと思いますと回答をしております。

それと、今回私はこの場でお話をさせてもらっていますが、北岡市議の方から、確認したら報告をしてもらえますかということが、最後に質問がございました。それと、教育委員会の定例会で、ぜひ協議を図っていただきたいと。議会で取り上げられているから、市長も総合教育会議で協議、調整を図ってくれますかということのご意見をいただきました。

将来にわたって他の団体との職責と義務に関わることなので、今後についても検討してもらいたいということと、必ず市長が提案して、どういう結論だらうと協議、調整を図ってください。教育長、教育委員会に北岡市議が一般質問していることについて、「私は、法律ではこう書いているが、解釈的に義務じゃない」という考えがあつたら、そこで合議制で教育委員会の

判断を求めてくださいということがありましたが、今回この委員会に諮ったということになります。

長々話しましたが、こういう内容がありまして、私と次長が弁護士のところに行った内容も含めて、報告をさせてもらいます。

今回の北岡市議との争点は、3つございます。

1点目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条の服務、第5項「教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」という定義です。

これについて、弁護士の話を聞いたんですけれども、香南市の場合は、香南市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例というものを定めてあります。その中で、「教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めのある場合を除くほか、一般職に属する職員の例による。」ですから、私たちと同じ考え方になりますと報告をし、それについて、教育長の職務とはどういうものかということがテーマの1つになります。

これは平成26年4月17日付、文部科学省初等中等教育局長の通知に、新教育長の職務についてという記載がございます。

弁護士の先生とお話をしたんですけれども、教育長の仕事としては、明確に1から100までこの仕事をしてくださいということは、どこにも書かれておりませんということです。ですから、香南市にとってこの職務が公益的な業務なのかこれが論点であると。

その中で、教育長の職務についてということが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第1項に記載がございます。記載の内容は、教育委員会の会務を総理すると記載がございます。教育委員会の会務を総理するということは、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律における教育長の職務にある教育委員会の会議を主宰すること、並びに、現行法における教育長の職務である教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどること、及び、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督することです。

教育長の仕事というのは、ここに書かれている内容、職務専念義務の時間の中で、この仕事をこなしなさいということですから、その中で判断するということです。

教育長の仕事に対してこれではないかという話はできたとしても、明確にこの仕事というのを書いてないので、争点になるという話になります。

ですから、教育長自らが仕事と言えば、仕事というところで返しがでてきたり、この教育委員会もそうですけども、職務上公益的な業務なのかどうかというところが解釈の1つになるというふうになります。

次に、市議の方から民法上の話が出て、よさこい祭り参加実行委員会の団体の長になることによって、法上の双方代理、利益相反に値するかということが出来まして、この内容についてもお伺いしました。

双方代理について書かれている民法の第108条を読み上げます。

「同一の法律行為については、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。」という言葉があります。

少し難しいので、解説した内容で読み上げます。

民法における双方代理とは、1人の代理人が同一の法律行為において、当事者双方の代理人になるのはいけないと。

例えば、分かりやすく言うと、市長と市長同士。市長が代理行為をしたのが副市長で、もう一方も副市長になりました。これが同じ人であった場合は、双方代理という言葉が出てくるので、望ましくないのかという論点が出てくるということになります。

今回の案件でいきますと、予算の執行権、例えば契約をする方というふうに変えて構わないでけど、その決定権があるのは市長。申請行為をするのは教育長ですから、確かに教育長は決裁権者の欄には判子を押しているけれども、そこに同じという意識はありません。ですから、そもそも双方代理という考え方には当てはまらないというところがありまして、もう1つ利益相反ということがあります。

弁護士さんに言われましたが、最近、会社法の内容を行政でも当てはめて話される方が多い

ということです。

利益相反というのは、会社法第356条に規定している、競業及び利益相反取引として特別な規定を定めている項目であるということなので、本来の争点とは違うところがあるということございました。

会社法がいうことの利益相反としては、市長という考え方で納めたら、両方が利益を相反する人が同じだったら衝突自体しないだろうということですから、今回の内容でいきますと、例えば市長はお金を出す、決定権がありますから、それに対して教育長が何か利益をもらうとなると、その論点っていうのはそもそも違うのではないかと。同じ人同士ではないので、その話も少し内容とは一致しないのではないかということで、弁護士からの見解がございました。

これが2点目の論点になります。

もう1つ、今度は私の話になりますが、香南市よさこい祭り参加実行委員会の理事になっていること自体がどうかということで、香南市よさこい祭り参加実行委員会の理事の役割として業務を行っている内容と、行政職員として、検査職員として内容を精査する立ち位置は違うので、本来であれば変更する必要はないのではないかという話がありました。

ただし、私の個人的な見解もありますが、確かにそういうところもあります。同じ内容を見る立場になったときにはということもあったので、変更する必要がないという話が出たんですけれども、もし変更するならばと言われた時に、香南市はたくさん補助団体があります。それについて、事務局がやっているものがたくさんあって、検査職員としてもたくさんしているとなつたときには、これについて変更する場合は、市全体としてどうするかということを考える必要があるということなので、弁護士からは、それは市がどうするかを決めなさいという話になりました。

私についても、この案件については違和感があったので、いろんな団体のいろんな課長が検査職員になっているものがあるので、それについては市全体でということでお話をさせてもらいました。

論点については、この3点です。

今回議員の方から言われたのは、今回の議会で起きたことをそのまま伝えてくれということですので、この内容ということと、私から議員の方にも弁護士のところへ行って話を聞いてきますということも言って、ここに臨んでありますので、今の話も含めてというふうになります。

ただし、私は弁護士ではないので、これをもってという話ではございませんので、委員の方にご意見いたただきたいということになります。

ここから、教育長にお願いしたいと思います。

**教育長**

はい。

まず、議会の説明のことについては、他の議員の分もまだありますけども、生涯学習課の課長の方からお話がありましたように、この内容のことについてこの場で話し合いの場を持って欲しいというふうな申請がついていますので、一旦ここでお時間を取らなければと思います。

議場でのやりとり、流れのことについては、今説明があったとおりですし、中にはケーブルテレビで見ていただいた方は、それも直にご覧になつていただいた方もおいでると思います。

あと、自分の方として、そこに補足です。

私の方の回答としては、まず「法には抵触していない」というふうに考えているということをお答えしています。

では、どうしてそれが抵触していないというふうに自分が思っているかについてです。

まず、委員の名簿の中に名前があるかどうかということと、それが委員長であるかどうかで法に対して抵触するかしないか、職務専念義務に委員であれば職務として認める、でも委員長であれば職務として認められないという話はないと思いますので、これはもう名簿のどこに名前があるかではなく、名簿上に名前があるかどうかが、職務専念義務に抵触するかどうかの判断になるというふうに思っています。

それで考えたときに、今回争点になっているのは、よさこいで答弁の中でも言いましたけども、もともと教育長がこの代表をするということからずっと行われてきたことで、明らかに

そこで踊っているのはうちの子どもたちであって、これを統括することが、教育長の職から離れるというふうには自分は思えないということ。

それと、この立場が教育長であるがゆえに名簿に名前があるということ。三木守を追っかけってきたのではなくて、教育長であって、それが三木守であるという話ですので、これはもう当然教育長として役割が充てられているということを思っていますので、当然それは教育長の職だろうというふうに自分が判断したということです。例えて言うと、他にもそういった名簿に私の名前が載っているところはあります。

委員として載っているものは幾つもここの中でもありますし、例えば今年、高知県の教育委員会の教育センターの中に、教育センターですから職員研修を預かるところなんんですけど、その保育士の研修、これが1年間こんなプログラムで研修するんだけども、この内容についてどうかということの協議をする委員会があります。その中にも私の名前があります。

私は教育センターに行って報告を受けて、内容のことについて意見を言います。これは自分の職だと思ってやっています。

その他にも幾つもあるんですけども、ここは香南市だからという意味もあると思うんですが、青少年センターの運営のことであったりとか、動物園の運営のことであったりとか、これらにも委員の中に私の名前があって、でもこれらは言いましたように、教育長であるからということがまず第1としてあって、私にのってきていることだろうというふうに思っていますので、それらの会に出ることが教育長の職務から離れているというふうには思っておりません。

でも、直接的な子どもとの関係性で言えば、よさこいの方がはるかに関係性が深いということを思うと、やはりここが自分の職務専念義務で離れるということにはならないというふうに思っています。

ただ、この委員会の中で外部の者が長であることが適切ということになるのであれば、それはその話し合いの中で決めていくことだと思いますので、それに対しては従うというふうに思っています。

課長の方からも、事務的なところの流れのことについての話もありましたけれども、委員の中に名前があるという段階と代表であるということに、違法かどうかということの違いはないと思っていますので、委員からも外れるという話になると大変だろうというふうに思います。

職務専念義務がこの時間帯をもって職務ですので、実際よさこいのことで言えば、この時間帯の中に行われたのは協議だけです。平日の職務時間内に行なったのは話し合いだけです。あとは、練習は夜ですから、通常で言えば時間外。うちの職員で言えば、これは時間外勤務として手当がもらえる職務として参加していますが、私は時間外手当がありませんので、見には行きましたけども、これは職務時間外のことですけども、やはり教育長の職と思って行っておりますし、本番の土曜日と日曜日の踊っている時間帯、踊りへの引率についても通常の職務時間外ではありますけども、自分自身は当然自分の役割であると思って参加をしております。それがこの勤務時間の中にある部分ですね。

職務専念義務違反と言われるのは、勤務時間内の中で全く関係ない民間企業から依頼があって、それに対して自分がそこに関わっていくとかいうふうなことであれば、通常の職員であればその日は年休ですね。年休をとって、職務時間から外しておいて、そこに出でいくというふうなことになると思います。

そういう方法であるか、或いはこの職務専念義務の免除規定というのであるので、これに申請をして、了解をもらって、免除という形で参加するか、どちらかの方法を通常取るんですけども、いずれにしてもこれらの対象として考えるものは、先ほど言いました教育センターのことであったり、動物園のことと比べても、はるかに職と思われる内容、自分の中ではそう判断する内容だと思っておりますので、先ほどの課長の方から紹介があったように、名簿に名前があること、代表であること、これらをもって職務専念義務に抵触するというふうには考えていないという返答したというところです。

というところで、このことについての教育委員会としてのご意見をいただくことになるんですけども、何か確認しておかなければならぬこと等ございませんか。

### 生涯学習課長

もう1件だけ議員から質問がありましたので、まとめてお話をさせてもらって構いませんか。

### 教育長

はい。

### **生涯学習課長**

続きまして8ページ。小泉議員から質問がございました。

質問の内容につきましては、お2人の課長も同じような質問答えてますけども、市の施設の民営化についてというところがございました。

「野市図書館の民営化について問う」ということで、内容につきましては、「年間の維持費と利用者数の推移」、「利用時間や駐車場の狭さなど、条例変更なしにはできない現状がある。文化施設としての側面もある。自由度を与える意味でも民営化すべきでは」ということで質問いただきまして、その回答についてご報告いたします。

年間の維持費につきましては、令和4年度が3,422万2,000円、これは職員の人事費も全部込みの金額です。

令和5年度が3,957万3,000円、令和6年度が5,361万5,000円です。令和6年度が急激に伸びた理由は、人事費の部分で人事勧告による増額もあるんですけれども、会計年度任用職員さんの勤勉手当が追加になりました。それと、実際に職員も増えておりまして、障がいの方も1人多めに雇っておりますので、そのことも含めて数字が上がってあります。

続きまして、利用者数ということで令和4年度は4万363人、令和5年度が4万1,862人、令和6年度が4万1,008人です。

もう1つの質問が、「自由度を与える意味でも民営化すべきでは。」ということです。

要約してお話しますと、行政サービスの官から民へのサービスへの移行につきましては、業務委託指定管理者制度、PFIの活用など様々な手法や考え方があります。このことを踏まえて、図書館だけではなく市が管理している全ての公共施設が、民営化や外部委託に馴染むかどうか、事務事業の性質、判断基準、意思決定の方法などを含む行政コスト、更にはサービスを受ける受け皿があるかどうか等総合的に検討し判断していきます。加えて、図書館はこれまでに民営化したことにより、サービスの低下や経費削減に失敗している事例もたくさんございます。過去の事例を詳細に分析し、民営化のメリット、デメリットを検証していくというふうにお答えしました。

また、図書館だけなんですが、法律で定められていることがありますて、図書館の公益性の担保という観点から、思想信条によらず多様な資料を広く収集すること、利用者のプライバシーを保護すること、そして全ての人が平等に情報にアクセスできることが重要であることを踏まえて、慎重に協議を重ねていくということをお答えしております。

趣味に関するものは個人にしか分からなくて、担当者も分からない。そういうことが民営委託した時に、きちんと担保できるのか、すごく難しいところです。

議会後に小泉議員とお話をさせてもらって、行改大綱が今進んでおりますが、公立図書館が3,300館くらいございます。そのうちの600館くらいは指定管理を受けている団体がございます。

高知県下では行政職員が作り上げたNPO法人や会社もあります。そこにメリット、デメリットを伺って、どこまでできるかっていうことを協議するために、高知県下2市1町が図書館について指定管理を出してるものがありますので、そこに視察をして、ちょっと情報いただきたいということで、検討していくということを議会終わった後にお話をしております。

以上です。

### **教育長**

それでは、30分から再開ということで、それまで休憩とします。

(休憩)

### **教育長**

では、再開します。

議会の報告について、何かご意見ご質問等ありませんか。

**百田委員**

はい。

山崎課長から弁護士さんことで話していましたけども、同席していた次長から補足等ありますか。

**次長**

補足はないですが、弁護士からの返事としては、教育長が服務として実行委員会の委員長をすることについては、職務専念義務違反には当たらないと思いますという返事をいただいている。

**亀川委員**

確認になりますが、よさこい祭り参加実行委員会の役員の方で、謝金など金銭を受領している方がいれば、教えて欲しいです。

**生涯学習課長**

おりません。

**亀川委員**

はい。

**森本委員**

あと、こういった委員会とかっていう形は、よさこい祭りのこども会以外にも、先ほどご説明の中でも聞きましたけれども、これ1つでなく、たくさんあるわけですよね。

**生涯学習課長**

はい。

**森本委員**

スポーツですか、美術展ですかたくさんあるわけですね。

先ほどおっしゃった動物園の運営ですか。

**生涯学習課長**

補足を説明させてください。

実行委員会形式っていう言葉があるんですが、例えば、みなこい港まつりの実行委員会とか。言葉が実行委員会とついたら、ほとんど行政が主導的に関わっています。市が実行委員会を立ち上げて、委員になってくださいという話が多いです。

合併当時は実行委員会を立ち上げて、いろんな委員さんを集めて、みんなでやりましょうとスタートしています。

昔からの歴史のあるスポーツ協会とかいうのは、各々にチームや団体があって、それを総まとめしないと事務がまとまらない。ですから、団体が各々で考えて、団体の組織を作りあげていきます。

そういう任意のみなしの団体というのと、行政が関わっている実行委員会っていうのと、2つに分かれています。

それと、教育長が言ったように、行政機関として例えば県の機関が入るとかいう話は、地方公共団体が複数集まるというところの機関でやることもございます。

ですから、今の論点になっているものは、香南市の実行委員会とか香南市内の補助団体というふうになりますと、事務局をもって日々業務をしなければならない。

例えば、生涯学習課であれば、人権教育研究協議会という組織があります。

ですから、その事務局もこちらがもっているということで、地域の人たちが集まった補助団体と市がやるべきと立ち上げた実行委員会と行政機関の中でも分かれてあるということになります。

**森本委員**

よさこい祭りというものが、そもそも高知市と、ひいては高知県が中心となってされていることだと思うので、香南市が高知市とどれくらいっていうのでいうと違う市ではありますけれども、高知県で当たり前のようによさこい祭り、阿波踊りなんかとも同じように、県を代表するお祭りということで、高知県の関わりもあってほぼ公的という位置なんですね、きっと。

**生涯学習課長**

当時の教育長が学校の先生方と話をして、平成18年の合併した当時から子どもたちをよさこいに参加させたいと。ただ当時も予算の問題がありました。

何百万もお金がかかるのでなかなか予算措置ができないっていう話もあって。それと、どの課がどういうふうな業務でやるか決まらなかつたようです。

島崎教育長が平成18年にいた時に、香我美小学校の田中校長先生から話があつてぜひやりたいと。出来上がつたのが平成20年度です。

それは、元気が出る総合補助金を活用することで立ち上りました。

当時のことを分かってる方はおられると思うんですけど、ぜひやろうということで教育長自らが動いてたので内部の総務課長等、行政機関が入っています。

行政機関が立ち上げてやろうということで、香南市の子どもたちを、当時は中学生も構わなかつたし、保育の子が来ても保護者と一緒に踊ってくれたら構いませんよって話をして、香南市の子どもたちがまとめて1つの事業をしましょ、それをよさこい祭りで表現しましょというところでスタートしています。

今も継続してそのことをやってますけど、教育長が言ったように、意義のある事業ということです。

#### **森本委員**

ほぼ公的ということで、私も細かいところは知りませんでしたけれども、普通に外から見ても、チラシにしろ、応募のところにしろ、事務局にしろ、香南市あるいは香南市教育委員会になつておりますので、もう当然のように、香南市教育委員会生涯学習課の公的な仕事という捉え方でした。

それで、今さっきの争点の話についてはですね、大体同じなんですけれど、利益相反とかに対する、個人的な利益が誰も生まれていないということですね。

#### **生涯学習課長**

はい。

#### **森本委員**

それで、予算の中身が、どれくらい透明性があるかどうかっていうところも大事だと思うんですけど、そこにも誰かに利益がいってるようなことはないっていうことがきちんとされていて、それで、そこについては利益相反というのは、少し私にはあまりピンとこないっていうところです。

あと、職務専念違反ですかね。

そのところについては、ここに委員会の会則がありますよね。

#### **生涯学習課長**

はい。

#### **森本委員**

そのための委員会ですし、委員会があつて、委員会の会則があつて。

今のところ、これからこれを変えていくっていうことはまた違つた話ですけれども、今の時点でどうかっていうことで言うと、ここにもう書いてますから。

委員長は教育長が行うっていうことを。

ですので、会則がある以上、教育長がそれを受けられるっていうのは当然どこもおかしいと思いませんし、そして、この会則を変える権利とか、委員長をおかしいから止めたほうがいいんじゃないですかとか、そういうあたりっていうのは私が言うことでもなくてですね、この委員会がある以上は委員会の中で委員が決めることといいますか、この方たちで話し合つていただくことで、やっぱりこれはちょっとおかしいんではないかとか。

ですので、委員長が自ら決めることでもないし、私がそれに対して意見を言つことではないかなと思いました。

それで、この委員の中に確かに今の時点で、行政の方がたくさんおられて、ここでの中で決定がどうなるのっていう話にはなるかもしれませんので、そうするとまたもう1つ話が進んで、この委員会のメンバーをどうするのかっていう話だと思います。

すべて今まで行つてきたことがおかしいというよりも、これからどうするかっていうことはちょっと考えないといけないかなと思います。

でも正直、この人口が限られた香南市で、個人的な意見になりますけど、さっきのPTA会長とかはもういないんですかっていうのをお聞きしたのも、もうどこでも、どこの町でもPTAの会などに役員の方がいらっしゃないので、結局校長先生と教頭先生と会長3人だけと

か、そんな場面がたくさんありますて、事務局も結局、実際に動く人が最後の日には空けてくれたとしても、そこを運営する人がいなくて、教頭先生であったり、結局行政の人がやってるっていうことがたくさんありますので、先ほどPTAとかそういうのをお聞きしたのも、結局、先ほどの事務局をやってくれる人がいないんですよっていう話になるのかなっていう気はしました。

そうなると事務局がもう手を引きますってなったら、もうありとあらゆることができないことになるので、そこで、じゃあどうするのっていうところはまた次の議論かなというか、今聞いたところの北岡さんのご指摘に関しては、今の時点で私は特におかしいところがあるようには思いました。

**教育長**

はい。

ありがとうございました。

**百田委員**

この子どもよさこいの件に関して、具体的に実際のお話聞きましたが、即断というのではなくか難しい。

その中で、地方教育行政の中の教育長職務の公益性、これは見方によっては捉え方がいろいろ違うので公益性というのはなかなか難しいかなと思いました。

双方代理については、今はまだちょっと勉強不足ですので、またの機会で。

行政職員のことについても実行委員会を開いてもらって、今の議会の流れも説明しながら、観光協会と商工会に聞いていただいたらいいのと、議員さんもスタッフで旗振ってくださっていますので、議員さん自身の意見を聞いていただいたらなと思います。

行政職員が入っているのは、たぶん参加の中では生涯学習課が一番多いと思います。市長部局の他の課長も、香南市の建物の職員全員でどれくらいあるか分かりませんが、相当の数があると思いますので、ここだけの話じゃ済まないと私は思いますので、それはそれとしてまた考えた方がいいのか。多分、よさこいの話を出していきながら、行政改革の方向性をどう考えるかということを市長部局にも問い合わせていくんだろうと思います。

子どもよさこいも、自分も平成17年の香我美町の30周年の時から関わって、それから青少年育成会ができた中で、実行委員会の規約を見るもの今回初めてで、申し訳ないと思っております。また、勉強しながらどういう方向性がいいのか考えていきます。今、回答を求められたら、まだ分かりませんとしか言いようがありません。

**教育長**

今の百田さんの意見で、協議して報告してくれということ言われてますけども、報告できる形に今日至らんということは今の確認ですので、また改めて議題としてお時間をいただくということが1つ確認で。

今日の段階で、あと何かご意見とかあれば、まずお伺いしておいて、いずれにしてもまた別に時間をとるということになると思いますが、どうしましょう。

ちょっと一旦休憩にします。

(休憩)

**教育長**

この件については、改めて次の教育委員会になるのか、それとはまた別に時間を設けるようになるのか、ちょっとまだ今の段階ではそこについての提案ができませんけども、時間を取らせていただきたいというふうに思います。

一旦、ここでこの件について終了します。

では、あと自分の方からの報告事項っていうのはありませんので、次に「その他」です。

**学校教育課長**

報告事項です。

1つ目が「学校等の規模適正化の取り組みについて」、7月の夏休み前に児童生徒を対象にアンケート調査を実施しました。その後、8月に教職員を対象に実施しています。

児童生徒のアンケート調査で一部不具合が発生したことから、アンケート期間を2学期開始から1週間程度延長し、再度実施したということになりました。アンケートの回収率について

は、児童は 76.37%、生徒は 76.94% となっており、教職員については 171 名の方が回答していただいている。現在、委託業者による集計・分析を行っております。

今回のアンケートと昨年度実施した 3 種類のアンケートの分析を 10 月末をめどに行い、11 月からは児童生徒と未就学児の保護者向けアンケート実施に向けて、内容の検討に取りかかる予定です。実施時期は現段階では未定です。

あわせて、昨年度策定した学校等の規模適正化基本計画と、今回のアンケート結果をもとに地元説明会の準備に取りかかっていくようにしていく予定です。

2 つ目、「校区について」です。

現在地震による津波対策として、野市東こども園に通園しており、令和 8 年度に小学校入学するお子様の保護者を対象に、引き続き区域外へ就学を希望されるかどうかの調査を実施中です。毎年 1 月に入学通知と合わせて指定校の変更についてお知らせをしていますが、今年度はパンフレットを作成したり、ホームページに周知をしたり、丁寧に区域外就学についてのお知らせをしていきたいと考えているところです。

以上です。

**教育長**

今の報告ですが、特に質問等ないですか。

**学校教育課長**

すいません、もう 1 つ「給食単価改正案について」です。

あらゆる材料が物価上昇中で、財源負担といいますか、赤字額が年々増加しております。

令和 8 年度からは、委託栽培米の価格も上がることから、令和 8 年度の給食費の改定を考えているところです。ただし、児童生徒にかかる給食費については、保護者負担軽減のため据え置くとする予定です。これは香南市給食センター運営委員会で協議して決定していくことになるので、また決まり次第にまた報告していきたいと思います。

以上です。

**教育長**

他に報告ありますか。

では、次長の方から。

**次長**

では、次回の教育委員会の日程の提案になります。

11 月の第 1 水曜日が 11 月 5 日になります。

11 月 5 日の午前 9 時から開催したいと思いますが、皆さんご都合いかがでしょうか。

それと、12 月の教育委員会ですけれども、12 月議会が 2 日の開会になりましたので、補正予算等があるかと思いますので、開会の前に教育委員会をしないといけないので、1 日の月曜日にしたいと思いますが、ご都合いかがでしょうか。

12 月も朝 9 時からで、まだ先ですが予定を入れておいていただきたいです。

では、来月 11 月 5 日、よろしくお願ひいたします。

**教育長**

大変長くなりましたが、以上で本日の定例会を終了します。

お疲れ様でした。

閉会 午後 4 時 30 分